

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2963号)

令和4年11月22日

横情審答申第2963号

令和4年11月22日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和元年11月22日緑生支第1158号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「本人開示請求者に係るケース記録（平成29年10月12日から令和元年8月27日分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「本人開示請求者に係るケース記録（平成29年10月12日から令和元年8月27日分）」の保有個人情報の一部開示とした決定のうち、民生委員の氏名、別表2から別表4までに示す部分及び世帯類型を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分の非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「せいきゅうしゃほんにんに係るけいすきろくすべて」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和元年9月25日付で行った「本人開示請求者に係るケース記録（平成29年10月12日から令和元年8月27日分）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 条例第22条第3号の該当性について

ア 「面接記録票」の扶養義務者の状況のうち職業の部分については、当該扶養義務者の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができ、また審査請求人が知り得ない可能性のある当該扶養義務者の具体的な生活状況が類推されることから、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

イ また、「資産台帳」及び「他法台帳」に記載している地区民生委員の氏名及び電話番号並びに「ケース記録票」に記載された保証会社の担当者名及び医療機関の担当者名については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、開示することにより、審査請求人からの不服の対象となるなど、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

## (2) 条例第22条第7号の該当性について

ア 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第754号、第1241号及び第1389号（これらを総称して、以下「先例答申」という。）では、生活保護ケースファイルに係る本号の該当性を記載されている内容により以下の5項目に分類し、それぞれの情報の本号該当性について判断している。

分類① 訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実（病状調査先の医療機関名及び医師の氏名を除く。）

分類② 審査請求人との対応内容

分類③ 医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容

分類④ 審査請求人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容

分類⑤ 審査請求人に対する指導・援助方針

先例答申では、分類②から分類④までの情報については、開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当し、開示しないことができるとしている。

イ 本件保有個人情報のうち、医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容については、いずれもこれらの機関が第三者には開示しないことを前提に任意に情報提供したもの又は緑区福祉保健センターが関係機関の協力を得て収集した情報や調整経過の記録であり、分類③及び分類④に当たる。これらの情報を開示すれば、緑区福祉保健センターと関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力を得られなくなるおそれが生じるほか、関係機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、審査請求人への支援に支障が生じるおそれがあるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

ウ 本件保有個人情報のうち、「開始記録票（単身用）」、「資産台帳」、「他法台帳」、「基準改定シート」及び「援助方針確認シート」に記載のある訪問格付（根拠、就労支援プログラムの選定の有無を含む。）及び世帯類型、「ケース記録票」に記載されている担当ケースワーカー等の所見並びに「開始記録票（単身用）」、「援助方針確認シート」及び「ケース記録票」に記載されている援助に係る留意事項については、担当ケースワーカー等の審査請求人に関する評価や所見、申し送り事項等を率直に述べたものであり、分類④に当たる。その内容が審

査請求人の認識と異なる場合、これらの情報を開示することにより、緑区福祉保健センターと審査請求人との信頼関係が損なわれ今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に関する生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 非開示部分について個別に理由が説明されていない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、実態を把握するための調査を行い、生活保護の要否の決定を行う。生活保護の決定後は、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。

福祉保健センター長は、生活保護申請がなされると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成しており、これにはケース記録等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。

##### (2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人に対して生活保護を実施する上で作成された生活保護ケースファイルに含まれる文書のうち、平成29年10月12日から令和元年8月27日までのケース記録である。

ケース記録は、「ケース記録票」、「面接記録票」、「開始記録票（単身用）」、「基準改定シート」、「援助方針確認シート」、「病状調査記録票（外来用）」、「資産台帳」、「他法台帳」等で構成されている。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、「面接記録票」に記録された扶養義務者の職業部分（以下「非開示情報1」という。）、「資産台帳」及び「他法台帳」に記録された地区民生委員の氏名及び電話番号（以下「非開示情報2」という。）並びに「ケース記録票」に記録された審査請求人以外の個人の氏名（以下「非開

示情報3」という。)については、条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

また、「ケース記録票」及び「病状調査記録票(外来用)」に記録された医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容(以下「非開示情報4」という。)、  
「開始記録票(単身用)」、「資産台帳」、「他法台帳」、「基準改定シート」及び「援助方針確認シート」に記録された訪問格付(根拠を含む。)(以下「非開示情報5」という。)、  
「開始記録票(単身用)」に記録された就労支援プログラムの選定の有無及び「ケース記録票」に記録された担当ケースワーカー等の所見(以下「非開示情報6」という。)、  
「開始記録票(単身用)」、「援助方針確認シート」及び「ケース記録票」に記録された援助に関する留意事項(以下「非開示情報7」という。)並びに「開始記録票(単身用)」、「資産台帳」、「他法台帳」、「基準改定シート」及び「援助方針確認シート」に記録された世帯類型(以下「非開示情報8」という。)を同条第7号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

### (3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

#### イ 非開示情報1について

当審査会が見分したところ、非開示情報1には、審査請求人の扶養義務者の職業が記録されていた。実施機関の説明によれば、これらの情報は、審査請求人が以前生活保護を受給していた自治体から入手した情報を記録した部分であり、審査請求人から聞き取った内容ではないとのことであった。よって、非開示情報1は、当該扶養義務者の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### ウ 非開示情報2について

当審査会が見分したところ、非開示情報2には、審査請求人の居住地区の担当民生委員の氏名及び電話番号が記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

次に、本号ただし書について検討する。

民生委員は、地域住民の立場から担当区域の住民に係る生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動をする非常勤特別職の公務員である。実施機関の説明によれば、相談を希望する地域住民には担当の民生委員の氏名が知らされることとなっている。民生委員の電話番号については、民生委員への相談を希望する地域住民に対しても、民生委員の了承がなければ伝えておらず、本件についても伝えていない。

よって、非開示情報2のうち民生委員の氏名については、本号ただし書アに該当するが、その電話番号については、本号ただし書アに該当しない。

#### エ 非開示情報3について

当審査会が見分したところ、非開示情報3には、保証会社及び医療機関の担当者の氏が記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

### (4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有

個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 非開示情報4のうち別表1①に示す部分について

当審査会が見分したところ、非開示情報4のうち別表1①に示す部分には、実施機関と審査請求人以外の個人とのやり取り及び審査請求人以外の個人の言動が記録されていた。

実施機関は、これらの情報は関係機関から得られた情報であり、これらの情報を開示することで実施機関と関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなるおそれがあるとして非開示としたと主張しているが、当該審査請求人以外の個人は関係機関ではないため、実施機関と関係機関との信頼関係が損なわれるとは認められない。また、これらの情報を開示することにより、審査請求人以外の個人と審査請求人の信頼関係が損なわれる可能性があるにしても実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれるとは認められない。

よって、非開示情報4のうち別表1①に示す部分を開示しても、審査請求人に関する生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。

ウ 非開示情報4のうち別表1②及び別表2に示す部分について

当審査会が見分したところ、非開示情報4のうち別表1②及び別表2に示す部分には、神奈川県緑警察署（以下「緑警察署」という。）の職員及び横浜市の職員の氏が記録されていた。これらの情報を開示しても生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。

エ 非開示情報4のうち別表3に示す部分について

当審査会が見分したところ、非開示情報4のうち別表3に示す部分には、審査請求人から依頼を受けた弁護士（以下「本件弁護士」という。）からの電話の記録及び実施機関と緑警察署とのやり取りが記録されていた。このうち、本件弁護士からの電話の記録は、本件弁護士が審査請求人に代わって発言しているものであり、審査請求人の認識と異なるとは考えられず、これらの情報を開示しても、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

また、実施機関と緑警察署とのやり取りについては、審査請求人から緑警察署に相談が寄せられ、その内容について緑警察署の職員が実施機関に事実確認を行った際の電話や協議の記録である。これらの情報は審査請求人が当然に知っているはずの事実が記録されており、これらの情報を開示しても、今後、緑警察署が



実施機関に対して非協力的になるとは考え難い。

よって、別表 3 に示す部分を開示しても生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。

オ 非開示情報 4 のうち別表 1 から別表 3 までを除く部分について

当審査会が見分したところ、非開示情報 4 のうち別表 1 から別表 3 までを除く部分には、実施機関が生活保護事務を進める中で、関係機関から協力を得て収集した情報や必要に応じて関係機関と調整した経過が記録されており、関係機関としてはその内容が審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられる。このような情報を開示すると、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号本文に該当する。

カ 非開示情報 5 から非開示情報 7 までについて

- (ア) 当審査会が見分したところ、非開示情報 5 には、訪問頻度に係る格付結果を記録した訪問格付及びその根拠が、非開示情報 6 及び非開示情報 7 のうち別表 4 に示す部分を除く部分には、担当ケースワーカー等の審査請求人に関する評価、判定、所見等及びそれに関する協議内容が詳細に記録されていた。

これらの情報は、実施機関が生活保護事務を進めるに当たり、本人の認識と異なり、本人が必ずしも受容することができない内容も含めて、担当ケースワーカー等の本人に対する率直な評価、判定、所見等を詳細に記録したものであると認められる。したがって、これらの情報を審査請求人に開示すると、担当ケースワーカー等に対して、不信感や不満を抱くなど、実施機関との信頼関係が損なわれ、実施機関の指導や助言を受け入れなくなることも想定される。そうすると、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号本文に該当する。

- (イ) これに対し、非開示情報 7 のうち別表 4 に示す部分には、客観的事実又は生活保護事務を行うにあたっての一般的な心構えが記録されており、これらの情報は、担当ケースワーカー等の評価や認識が入り込む余地のない情報である。これらを開示しても審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。

キ 非開示情報 8 について

当審査会が見分したところ、非開示情報 8 には、厚生労働省が定めている高齢

者世帯、母子世帯といった世帯の種別が記録されており、これらの情報は、担当ケースワーカー等の評価や認識が入り込む余地のない情報である。これらを開示しても審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。

(5) 条例第22条第7号の該当性を否認した部分の同条第3号の該当性について

ア 当審査会が条例第22条第7号に該当しないと判断した非開示情報4のうち別表1及び別表2に示す部分について、当審査会は、同条第3号の該当性を次のように判断する。

イ 当審査会が見分したところ、非開示情報4のうち別表1①に示す部分には、実施機関と審査請求人以外の個人とのやり取り及び審査請求人以外の個人の言動が記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 当審査会が見分したところ、非開示情報4のうち別表1②及び別表2に示す部分には、緑警察署の職員及び横浜市の職員の氏が記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。

次に、本号ただし書について検討する。

(ア) 別表1②に示す部分の緑警察署の職員の氏であるが、警察職員の氏名についてはその職位に応じて公表する慣行があるところ、当該職員の氏については、いかなる媒体においても公表されておらず、今後、公表される予定もないことから、本号ただし書アに該当しない。

(イ) これに対し、別表2に示す部分の緑警察署の職員の氏については、県内で一般的に流通している新聞の人事異動記事に掲載されており、慣行として公にされている情報であると認められることから、本号ただし書アに該当する。また、別表2に示す部分の横浜市の職員の氏については、横浜市職員録に掲載されている情報であり、慣行として公にされている情報であると認められることから、本号ただし書アに該当する。

(6) その他、審査請求人は「非開示部分について個別に理由が説明されていない」と主張するが、本件処分に係る個人情報一部開示決定通知書によると、非開示とする部分について個別に説明されており、実施機関の記載に不備があったとは認められ

ない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、民生委員の氏名、別表2から別表4までに示す部分及び非開示情報8を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分の非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

別表1 条例第22条第7号該当を理由とする非開示を、同条第3号該当を理由に是認した部分

① 審査請求人以外の個人とのやり取り及び審査請求人以外の個人の言動の記録		
	文書名	該当箇所
ケース記録のうち ケース記録票	H29. 12. 25 記載の頁	35 頁目の 13 行目から 29 行目までの非開示とした部分全て、36 頁目の非開示とした部分全て及び 37 頁目の 1 行目から 15 行目までの非開示とした部分全て
	H30. 1. 5 記載の頁	45 頁目の 1 行目から 9 行目までの非開示とした部分全て
	H30. 1. 16 記載の頁	47 頁目の 4 行目から 18 行目までの非開示とした部分全て
	H30. 1. 17 記載の頁	47 頁目の 21 行目から 24 行目までの非開示とした部分全て
	H30. 1. 19 記載の頁	50 頁目の 14 行目から 15 行目までの非開示とした部分全て
	H30. 1. 26 記載の頁	50 頁目の 20 行目から 21 行目までの非開示とした部分全て
		50 頁目の 22 行目から 25 行目までの非開示とした部分全て及び 51 頁の 1 行目
H30. 8. 21 記載の頁	105 頁目の 1 行目から 10 行目までの非開示とした部分全て	
② 緑警察署の職員の氏		
	文書名	該当箇所
ケース記録のうち ケース記録票	H30. 8. 6 記載の頁	104 頁目の 6 行目の 7 文字目から 9 文字目まで
	R1. 5. 21 記載の頁	145 頁目の 12 行目の 11 文字目から 18 文字目まで

(注意)

- 1 面接記録票を 1 頁目とする。
- 2 文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。

別表2 条例第22条第7号該当を理由とする非開示を、同号にも同条第3号にも該当しないことから開示すべきと判断した部分

	文書名	該当箇所
ケース記録のうち ケース記録票	H30. 1. 4 記載の頁	41 頁目の 4 行目の 24 文字目から 33 文字目まで
	H30. 1. 19 記載の頁	49 頁目の 9 行目の 34 文字目から行末まで及び 10 行目の非開示とした部分全て
		50 頁目の 13 行目の非開示とした部分全て
	H30. 1. 26 記載の頁	50 頁目の 19 行目の非開示とした部分全て
	H30. 4. 13 記載の頁	76 頁目の 7 行目の非開示とした部分全て
	H30. 5. 28 記載の頁	82 頁目の 3 行目の非開示とした部分全て

	H30. 6. 25 記載の頁	89 頁目の 9 行目の非開示とした部分全て
	H30. 7. 24 記載の頁	97 頁目の 19 行目の非開示とした部分全て
	H30. 9. 7 記載の頁	110 頁目の 1 行目の非開示とした部分全て
	H30. 11. 29 記載の頁	116 頁目の 19 行目の非開示とした部分全て
	H30. 12. 20 記載の頁	120 頁目の 20 行目の非開示とした部分全て
	R1. 5. 21 記載の頁	145 頁目の 12 行目の 1 文字目から 10 文字目まで及び 13 行目の非開示とした部分全て
	R1. 6. 14 記載の頁	150 頁目の 7 行目の非開示とした部分全て

(注意)

- 1 面接記録票を 1 頁目とする。
- 2 文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数える。罫線、押印欄及び空白は行、文字数に数えない。

別表 3 条例第 22 条第 7 号該当を理由とする非開示を、同号に該当しないことから開示すべきと判断した部分（非開示情報 4 に係る部分）

文書名		該当箇所
ケース記録のうち ケース記録票	H29. 12. 18 記載の頁	35 頁目の 2 行目から 8 行目までの非開示とした部分全て
	H30. 8. 6 記載の頁	104 頁目の 6 行目の 1 文字目から 6 文字目まで及び 10 文字目並びに 7 行目から 10 行目までの非開示とした部分全て
	R1. 5. 21 記載の頁	145 頁目の 9 行目から 11 行目までの非開示とした部分全て
	R1. 6. 14 記載の頁	150 頁目の 8 行目から 9 行目までの非開示とした部分全て

(注意)

- 1 面接記録票を 1 頁目とする。
- 2 文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数える。罫線、押印欄及び空白は行、文字数に数えない。

別表 4 条例第 22 条第 7 号該当を理由とする非開示を、同号に該当しないことから開示すべきと判断した部分（非開示情報 7 に係る部分）

文書名		該当箇所
ケース記録のうち 開始記録票（単身用）	5 援助方針	「援助方針」欄の非開示とした部分全て
		「留意事項」欄の非開示とした部分全て（欄外の記載は除く。）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年11月22日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年12月17日 (第334回第一部会) 令和元年12月19日 (第254回第三部会) 令和元年12月20日 (第372回第二部会)	・諮問の報告
令和4年4月22日 (第360回第一部会)	・審議
令和4年7月26日 (第363回第一部会)	・審議
令和4年8月23日 (第364回第一部会)	・審議
令和4年9月27日 (第365回第一部会)	・審議
令和4年10月25日 (第366回第一部会)	・審議